

【物品番号1】

一般競争入札説明書

(令和8年度 鳥獣被害防止総合対策事業 鳥獣被害防止施設(電気柵))

1 入札に付する事項

(1) 契約の名称及び数量

ア 契約の名称

令和8年度 鳥獣被害防止総合対策事業 鳥獣被害防止施設(電気柵)の物品売買契約

イ 契約の数量

簡易電気柵 地上部高さ1.5m 4段張り 延長 27,140m 19戸 33圃場

(2) 契約の仕様等

資 材	規 格	数量	単位
電気柵器(昼夜切替機能付)①	推奨距離4km程度、最大出力エネルギー1J以上2J未満	24	台
電気柵器(昼夜切替機能付)②	推奨距離6km程度、最大出力エネルギー2J～3J程度	10	台
アース	3本組	34	セット
ソーラーパネル	上記①適合品	24	セット
ソーラーパネル	上記②適合品	10	セット
バッテリー	上記①適合品	24	台
バッテリー	上記②適合品	10	台
樹脂製ボール	φ26mm、L=2,000mm程度 撓みが少なく、頑丈な先削り加工の物	839	本
樹脂製ボール用クリップ	φ26mm	3,356	個
グラスファイバー製ボール	φ10mm、L=2,000mm程度 撓みが少なく、頑丈な先削り加工の物	2,174	本
グラスファイバー製ボール用クリップ	φ10mm	8,696	個
ゲートハンドル	210mm程度	368	個
ワイヤー	丸形(幅3mm～4mm程度)、400m巻 ステンレス鋼、銅線を含む物	284	巻
簡易緊張具		780	個
危険表示板		152	枚

2 入札の手続きに関する事項

(1) 入札参加者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で公告において指定した場所へ指定した日時に自ら提出しなければならない。

ただし、代理人が入札しようとするときは、委任事項等が明確に記載された委任状を提出しなければならない。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する金額は、当該10%に相当する金額を除いた金額とする。

3 その他

(1) この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

(2) 問い合わせ先 十勝郡浦幌町字新町15番地の1

浦幌町農業協同組合 総務部 企画振興課

TEL 015-578-7068

FAX 015-576-4626

E-mail consul@ja-ura.nokyoren.or.jp